

事業復活支援金等の活用について

国では、令和4年1月31日（月曜）から、事業復活支援金の募集を開始しています。

この支援金は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給するもので、業種や所在地を問わず給付対象となりますので、ぜひご活用ください。

また、売上減少率が本支援金の対象にならない場合でも、第3弾えひめ版応援金（県単独事業）の対象となることがありますので、事業の継続にご活用ください。

詳細は、それぞれのホームページをご確認ください。

○事業復活支援金 <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

○第3弾えひめ版応援金 <https://ehime-ouenkin.com/>

事業復活支援金と第3弾えひめ版応援金の概要

	事業復活支援金	第3弾えひめ版応援金（県単独）	
対象者	新型コロナの感染拡大や長期化に伴う需要の減少、供給の制約などにより大きな影響を受けた中小事業者等（業種・地域を問わない）	新型コロナの感染拡大に伴い、厳しい経営環境に置かれている県内中小事業者等（業種・地域を問わない） ※時短協力金、事業復活支援金の受給者等を除く	
支給要件	R3年11月～R4年3月のうち、任意の月の売上が、H30年11月～令和3年3月の任意の同じ月の売上と比較して△30%以上減少した中小事業者等 ※売上△30%以上の算定方法 R3.11～R4.3に時短協力金が支給された場合は、その協力金を売上に加算して算定	R3年10～12月のうち、任意の月の売上が前（前々）年同月比で△30%以上減少又は任意の連続2か月の売上が前（前々）年同期比で△15%以上減少した中小事業者等	
支給額	売上減少率	事業復活支援金 ※金額は、支給上限額	第3弾えひめ版応援金
	0～15%	—	—
	15～30%	—	連続2か月 中小事業者等：10万円 個人事業主：5万円
	30～50%	中小事業者等：60～150万円 個人事業主：30万円	単月 中小事業者等：10万円 個人事業主：5万円
	50%～	中小事業者等：100～250万円 個人事業主：50万円	
申請期間	1月31日（月）～5月31日（火）	【当初】12月14日（火）～1月31日（月） ⇒ 申請期限を2月28日（月）まで延長	
問合せ先	事業復活支援金事務局 ☎ 0120-789-140	えひめ版応援金（第3弾）事務局 ☎ 089-909-9294	

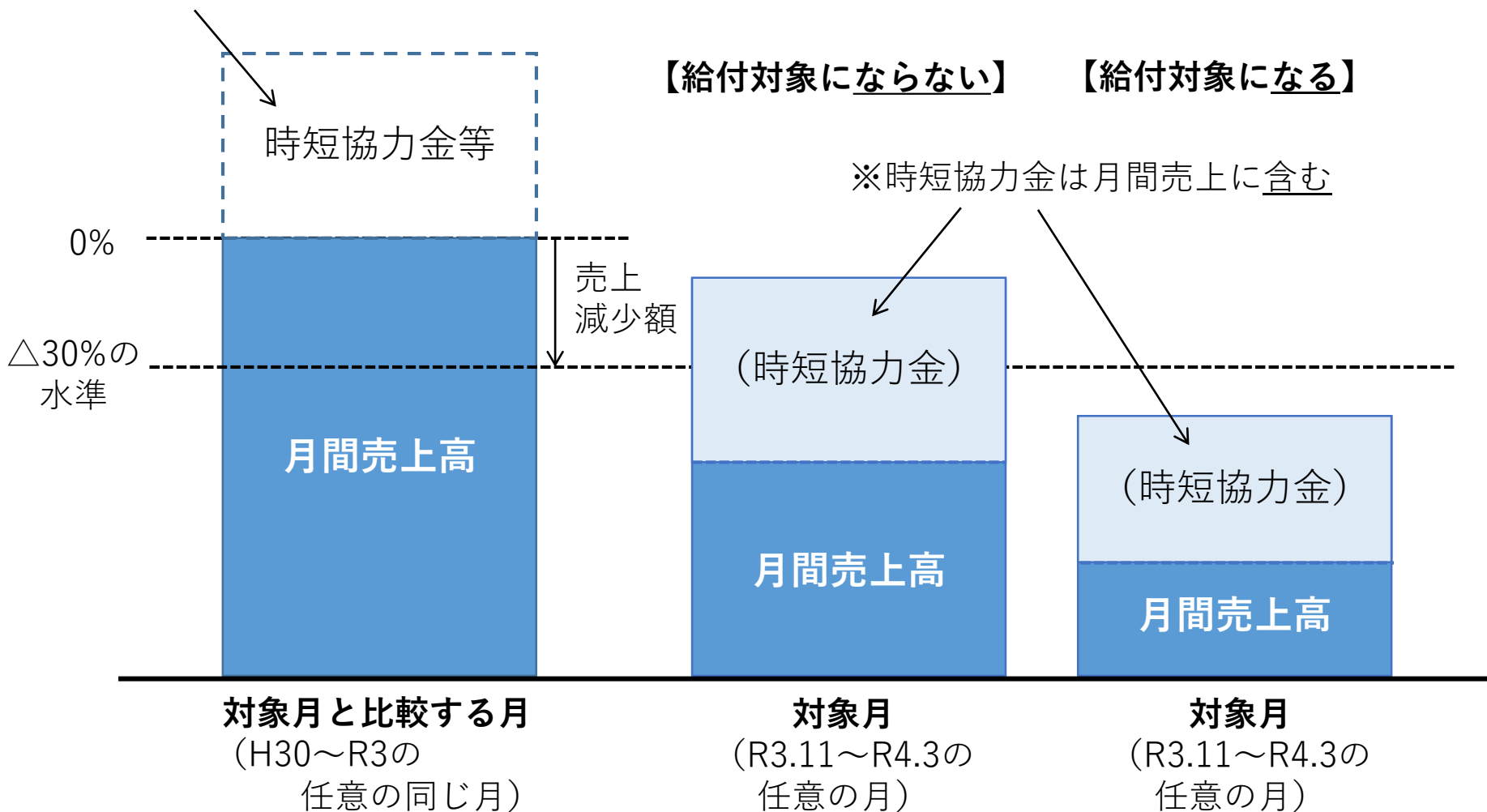
↑ 併給不可 ↓

事業復活支援金の算出方法

時短協力金が支給された場合

まん延防止等重点措置が適用され、協力金が支給された飲食店は、この制度の活用 に 一定の制限が かかります。

※時短協力金は月間売上に含まない



売上高
減少率

事業復活支援金 (申請期間：1/31～5/31)

第3弾 えひめ版 応援金

(申請期間：12/14～1/31
→ ～**2/28まで延長**)

0%

△15%

えひめ版 応援金は、売上減少率が△30%未満（事業復活支援金の対象にならない）の場合でも、連続2か月△15%以上であれば支給対象となります。

連続2か月

△15%以上

- ・ 中小事業者 10万円
- ・ 個人事業者 5万円

△30%

単月△30%～△50%

- ・ 中小事業者 60万円～150万円
- ・ 個人事業者 30万円

単月△30%以上

- ・ 中小事業者 10万円
- ・ 個人事業者 5万円

△50%

単月△50%以上

- ・ 中小事業者 100万円～250万円
- ・ 個人事業者 50万円

※事業復活支援金の金額は、支給上限額

感染予防と経済活動の両立のための緊急対策①

1 事業活動における感染対策の更なる強化

愛顔の安心飲食店緊急拡大事業 約3.5億円

① 感染対策促進奨励金の予算を増額し、申請期間を延長

1月末 → 2月14日（月）

○対象者：2月14日（月）までに愛顔の安心飲食店認証制度の認証申請を行う飲食店

○対象経費：感染対策を徹底する経費（15万円／店舗）

○認証目標：3,000店舗→5,000店舗に拡大

② 認証店舗に対し、オミクロン株の特性に応じた感染対策の内容（人数制限、マスク会食など）を徹底し、利用者に周知するためのポスターを配布

オミクロン株対応分散対策強化支援事業 約3億円

感染力の強さを踏まえた分散対策を強化する取組みを行う中小事業者に協力金を支給

○対象者：県内に事業所を有する中小事業者のうち、対面営業を主とする業種を営む者で、令和4年1月の売上が前年同月比で5%以上減少した者（飲食店を除く）

○対象経費：人数制限や利用時間のピークをずらすなどの対策強化経費（5万円／事業者）

○支給件数：5,000件

○受付期間：2月1日（火）～2月末（コールセンターを開設予定）

感染予防と経済活動の両立のための緊急対策②

2 事業継続への支援

テレワーク推進協力金事業 約1,500万円

テレワークオフィスとしてデユース貸出を行う宿泊事業者等へ協力金を支給

○対象者：県内の旅館・ホテルやカラオケボックス（全国チェーンの直営店除く）等の事業者

○対象経費：宿泊事業者等がテレワークプランを設定・提供する場合のデユース利用料金
（3千円/1人1日1室）

○実施期間：1月28日（金）～2月28日（月）

テレワーク推進緊急機器整備支援事業 約1,400万円

緊急的にテレワークを実施する中小事業者の機器整備を助成

○対象経費：テレワーク用機器（パソコン、タブレット端末など）の導入経費

○補助率：1/2（上限20万円/1事業者）

○受付期間：1月28日（金）～2月10日（木）

簡易版BCP緊急策定支援事業 約500万円

県民の日常生活の維持に必要な中小事業者の簡易版BCP（初動体制整備）の策定を支援

○対象者：物流・運送、小売、卸売などの中小事業者

○募集開始：2月中旬を予定